

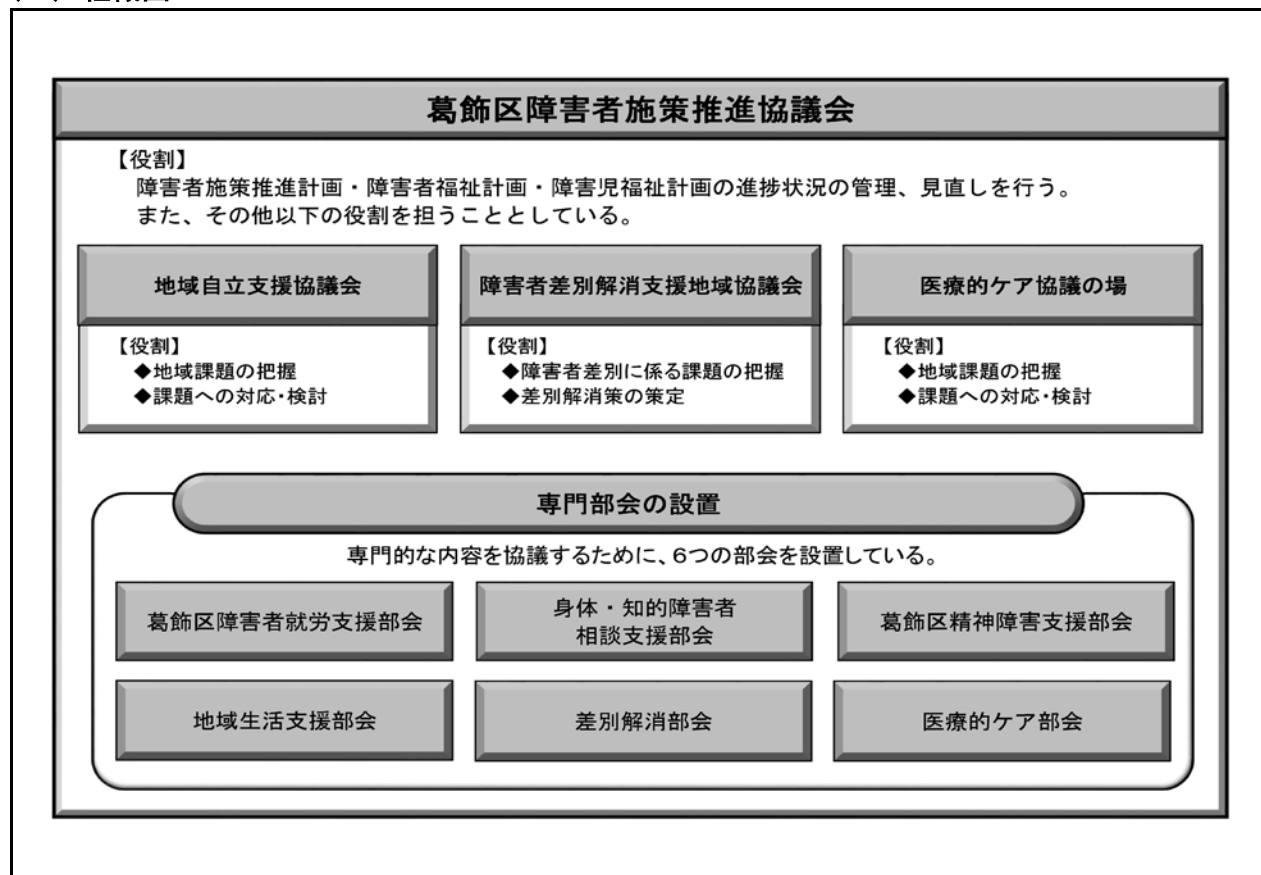
葛飾区

1 地域自立支援協議会の基本事項

(1) 名称 葛飾区障害者施策推進協議会

(2) ホームページURL <https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006014/1023524.html>

(3) 組織図



(4) 会議実施方法等

ア 開催方法

全体会	集合形式	専門部会等	集合形式
-----	------	-------	------

イ 開催時間

全体会	平日日中（業務時間内）	専門部会等	平日日中（業務時間内）
-----	-------------	-------	-------------

2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経験年数
1	会長	綿 祐二	日本福祉大学・社会福祉法人睦月会	学識経験者		2
2	副会長	三尾 仁	葛飾区医師会	医療関係者		2
3		小宮 康司	葛飾区聴力障害者協会	障害当事者（ピアサポーター含む）		3
4		根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会	家族・関係団体		長期
5		中田 久	葛飾区民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員		2
6		信太 憲太郎	葛飾区社会福祉協議会	社会福祉協議会		2
7		吉永 洋子	特定非営利活動法人 むう	障害福祉サービス等事業者		長期
8		長田 うめ子	（社福）かがやけ福祉会	障害福祉サービス等事業者		3
9		大矢 由紀子	（社福）アムネかつしか	障害福祉サービス等事業者		6

No.	役職	氏 名	所 属	種 別	備考	経験年数
10		小堀 あゆみ	のぞみ発達クリニック	障害福祉サービス等事業者		3
11		宮崎 千枝子	葛飾特別支援学校PTA	教育関係機関		2
12		小野寺 信明	墨田公共職業安定所	雇用関係機関		1
13		吉田 博	葛飾区介護サービス事業者協議会	その他		9
14		新井 洋之	葛飾区福祉部長	行政職員(区市町村)		5
15		清古 愛弓	葛飾区健康部長	行政職員(区市町村)		6

(2) 委員構成

種 別 \ 全体会・部会名	全体会	葛飾区 障害者就労 支援部会	身体・知的障 害者相談支援 部会	葛飾区 精神障害 支援部会	差別解消 部会
学識経験者	1				
医療関係者	1				
保健所	0	3	2	5	4
教育関係機関	1				1
雇用関係機関	1				
企業	0				
障害当事者（ピアサポーター含む）	1				4
家族・関係団体	1				3
身体・知的障害者相談員	0				
相談支援事業者	0		23	2	
障害福祉サービス等事業者	4	23		3	
社会福祉協議会	1				
法曹関係者	0				
民生委員・児童委員	1				
地域住民	0				
行政職員(区市町村)	2	9	11	1	5
行政職員(都)	0				
その他	1				
計	15	35	36	11	17

種 別 \ 全体会・部会名	地域生活 支援部会	医療的ケア部 会
学識経験者		
医療関係者		
保健所	2	3
教育関係機関		
雇用関係機関		
企業		
障害当事者（ピアサポーター含む）		
家族・関係団体		1
身体・知的障害者相談員		
相談支援事業者		
障害福祉サービス等事業者	9	2
社会福祉協議会		
法曹関係者		
民生委員・児童委員		
地域住民		
行政職員(区市町村)	10	5
行政職員(都)		1
その他		
計	21	12

3 地域自立支援協議会の活動状況

(1) 地域自立支援協議会での協議事項（複数回答）

① 相談支援事業の運営体制に関すること。

- ・相談支援事業所の現状の共有及び課題把握と解決について
- ・基幹相談支援センターの設置、運営体制について
- ・基幹相談支援センターの一部業務委託について

② 就労支援に関すること。

- ・就労支援に関する現状の共有及び課題把握と解決策について

⑤ 医療と福祉の連携に関すること。

- ・医療的ケア児コーディネーターの連携を踏まえ、医療的ケア児の情報共有の方法及び必要な施策の検討

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること。

- ・重度障害や医療的ケアに対応した社会資源に関する現状の共有及び課題把握
- ・保健師配置による専門相談

⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること。

- ・民間企業の合理的配慮の提供が義務化したことに伴い、当事者団体及び民間企業と事例等を情報共有
- ・障害者差別に関する情報共有及び差別の解消に向けた取り組みについて

⑩ 地域生活支援拠点等の整備に関すること。

- ・地域生活支援拠点の整備状況や検討課題に向けた検討

⑪ 障害福祉計画等に関すること。

- ・障害者施策推進計画の策定状況について
- ・障害福祉計画等の進捗状況の確認

⑭ その他

- ・医療的ケア児等の支援体制、コーディネーターの配置計画、情報共有ツール、コーディネーター連絡会に関すること

(2) 地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

① 情報の顕在化

- ・協議会及び専門部会における協議を通じ、個々の課題を顕在化させる。

② 情報共有・情報発信

- ・区の課題や体制についての情報共有を行う。

③ 分野を越えてのネットワークの構築

- ・区の各課の医療的ケア児等コーディネーター同士のネットワークを構築する。

⑤ 地域課題の整理

・葛飾区障害者施策推進計画等の取組において把握する課題や各専門部会で把握する地域課題について協議する。

⑥ 課題解決に向けての検討

・葛飾区障害者施策推進計画等の進捗状況や社会情勢を踏まえ、地域課題の解決に向けた検討を行う。

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

・年度ごとの進捗状況を施策ごとに確認し、必要に応じて目標値等の見直しを行う。

⑧ 社会資源の開発及び改善

・葛飾区障害者施策推進計画等の進捗状況や障害者施設の需要等を踏まえ、各社会資源の開発や改善策について検討する。

⑩ 権利擁護・虐待防止

・障害者差別に関する区の実施計画を検討する。

(3) 地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 個別の困難事例の把握・検討（複数回答）

④ アンケート・ヒアリング等で把握した案件から取り上げている

・アンケートから把握

イ 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

① 相談支援の質及び量

・基幹相談支援センターにて、地域の相談支援体制強化の取り組みとして、相談支援専門員に対する伴走支援
・相談支援専門員研修会（委託事業）

③ 権利擁護・虐待防止

・民間企業の合理的配慮の提供が義務化したことに伴い、当事者団体及び民間企業と事例等を情報共有及び普及啓発

⑦ 医療的ケア

・医療的ケア児コーディネーターの連携、情報共有、相談支援体制についての検討
・医療的ケア支援ガイドブックの作成、発行

ウ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

特になし。

4 地域自立支援協議会の活性化

(1) 地域自立支援協議会活動の評価

ア 全体会・専門部会等の評価

全体会	一概には言えない。	専門部会等	一概には言えない。
-----	-----------	-------	-----------

具体的な内容

- ・類似の会議体が併存し、構成員も重複している。部会の体制見直しについて、検討を進めた。（精神障害支援部会）
- ・団体加入者の高齢化や新規加入者の減少等により、委員の確保が困難になりつつある。（身体・知的障害者相談支援部会、差別解消部会）

イ 活性化したと評価する理由

- ・グループ討議や事業所との連携の場としての部会の在り方を見直すことで、検討・実施事項の共有方法や課題管理について関係者間で明確化していくことが期待されている。（精神障害支援部会）
- ・医療的ケア児等コーディネーターが事務局に加わった。（医療的ケア児部会）
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置計画など、具体的なことが決まった。（医療的ケア児部会）

ウ 活性化するための今後の取組

- ・区内障害者団体の減少等により、当事者の声を広く吸いあげることが難しくなっているため、協議会や専門部会の委員構成を、団体に限定しない形で参加いただくことについて検討する必要がある。（身体・知的障害者相談支援部会）

(2) ICTの活用

- ・ICTの活用として、事業者や関係者に対する調査を依頼する際に、電子フォームアプリの導入によって問い合わせやその集計作業の簡略化を実施した。（精神障害支援部会）